

「建築設備に係る軽微な変更の参考事例」の運用について（注意事項）

建築基準法施行規則第 3 条の 2「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」とは、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもので、建築設備に関連するものは、同条第 1 項第 15 号で「建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）」と規定されており、本参考事例は、次に示す考え方を基本として整理しています。

- ①「建築設備単体のみの変更」を想定しており、「一の変更」（計画の変更が規則各号の一に該当するが、付随的に生じる変更が他の号に該当しない場合であっても一体性がある変更として「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」として扱う）の場合など意匠・構造の変更が伴うものについては、対象としていません。

なお、「一の変更」となる場合は、申請する審査機関等に必ず事前にご確認ください。

- ②あくまでも「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するものの例示であり、全ての変更事例を網羅しているものではありませんので、本参考事例に記載のない変更については従来通り、その変更が「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するかどうかを判断する必要があります。

なお、本参考事例を適用する際は、①の条件を満足しているかどうかの判断も必要となりますので、申請先の審査機関等に必ず事前にご確認ください。また、本参考事例には建築基準関係規定に関係のない変更についても示していますが、手続きの必要性については申請先の審査機関等に必ず事前にご確認ください。

建築設備に係る軽微な変更の参考事例

- 建築基準関係規定に適合することが明らかなもので、「性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更」を除いた下表の変更内容については第15号に該当するものとして取り扱うことが可能です。
 ■適用に際しては申請する審査機関等に必ず事前にご確認ください。

種類	No	変更内容	想定される具体例
換気設備	1-1	給排気口の位置の変更	1-3 必要風量の変更は生じず、メーカーの変更に伴う設計風量の変更 1-4 必要風量の変更は生じず、給排気機の台数が減少する変更 1-5 給排気機の変更を伴わないダクトのルート変更
	1-2	給排気機の位置の変更	
	1-3	給排気機的设计風量の変更*	
	1-4	給排気機の台数の増減*	
	1-5	換気ダクトのルート変更*	
排煙設備	2-1	排煙口の位置の変更	2-4 排煙機の変更を伴わないダクトのルート変更
	2-2	排煙機の位置の変更	
	2-3	排煙機の排煙風量の変更	
	2-4	排煙ダクトのルート変更*	
非常用の照明装置	3-1	照明器具の変更*	3-1 ①メーカー変更に伴う器具変更 ②白熱灯からLEDへの器具変更
	3-2	位置の変更	
	3-3	台数の増減	
	3-4	蓄電池の電源別置形から電池内蔵形への変更	
	3-5	蓄電池の設置場所の変更	
避雷設備	4-1	位置の変更*	4-1 接地極・突針の位置の変更 4-2 受雷部を突針から水平導体に変更 4-3 環状接地極から板状接地極に変更
	4-2	受雷部システムの変更*	
	4-3	接地システムの変更*	
給排水 その他の 配管設備	5-1	配管設備のルートの変更	5-3 受水槽の材質をSUS製からFRP製に変更 5-5 防火区画貫通措置材のメーカー変更による工法の変更
	5-2	衛生器具の位置の変更	
	5-3	給水タンク及び貯水タンクの材質及び容量の変更*	
	5-4	配管設備の材料の変更	
	5-5	防火区画等貫通部措置工法の変更*	
浄化槽	6-1	位置の変更	6-4 大臣認定浄化槽のうち性能・能力の減少を伴わない機種の変更
	6-2	放流ルートの変更	
	6-3	公共下水道敷設に伴う浄化槽の取りやめ	
	6-4	大臣認定浄化槽の機種変更*	

※印については具体例の記載があります。